

葉山町住宅リフォーム資金補助金

1、補助の対象（補助金額 一律 5万円）



① 葉山町内の居住又は所有している住宅（別荘は除く。）が対象

交付対象工事（町が実施する他の補助金、交付金を受けているものを除く）

- 自宅・アパート・貸家等の内部改装・外装塗装・屋根補修等（居住スペースが対象） 裏面 一例参照

交付対象外工事

- × 庭・倉庫・物置・駐車場等の外構工事及び店舗等 裏面 工事一例参照



② 補助の条件

- ① 工事に着手していないこと
(申請内容の確認後に着手してください。申請前に着手している場合は申請できません。)
- ② 町内業者が行う工事であること
- ③ 工事費が20万円以上であること（消費税抜き）
- ④ 町税、国民健康保険料等を滞納していないこと
- ⑤ 3月31日までに工事の完了報告を提出できること
- ⑥ 同一部分の工事に、町の他の補助金等の交付を受けていないこと
- ⑦ 1棟の住宅につき、1回のみでの交付であること
- ⑧ 法令（条例等を含む。）に違反する工事でないこと

2、手続きの流れ

① 申請（工事着工前）

次の書類を町に提出します。

- ① 住宅リフォーム資金補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 位置図（住宅地図等に対象地を着色したもの）
- ③ 工事の見積書の写し
- ④ 施工前の現場写真



② 書類審査・交付決定（申請書受付から約1週間）

申請書類を審査後、町が交付を決定し、申請者へ通知します。

- ① 資金補助金交付・却下決定通知書（様式第2号）

③ 完了報告（工事完成后）

工事完了後、次の書類を町に提出します。

- ① 完了報告書（様式第4号）
- ② 工事費領収書の写し
- ③ 完了後の現場写真
- ④ 資金補助金請求書（様式第5号）



④ 補助金の支払（報告書受付から約2週間）

完了報告の審査後、資金補助金請求書に基づき町が補助金を支払います。



※ 申請した内容が変更になった場合

申請内容に変更があったときは、次の書類を提出します。

- ① 資金補助金変更・中止届出書（様式第3号）
(変更の場合は、変更写真・見積書を提出)

※ 裏面に続く

担当は 産業振興課

交付対象工事一例

- 浴室、キッチン、トイレ（温水洗浄便座工事を除く）等のリフォーム
- 給湯、電気、換気、ガス設備及び給排水衛生設備工事を伴うリフォーム
- オール電化住宅工事
- 屋根の塗装、ふき替え等の工事
- 外壁の張替え、塗装等の工事
- 各部屋の改修等の工事（間仕切りの変更、床、畳の張り替え、壁紙交換）
- 雨どい等の取り替えや修理
- 造り付き収納家具工事
- バリアフリー改修工事（手摺り設置、段差解消、廊下の幅の拡張等）※
- 耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）※
- その他疑義がある場合は相談してください

交付対象外工事一例

- 庭、車庫、倉庫、物置や店舗、工場、事務所等の改築
- 外壁、フェンス、門扉等の外構工事
- 植栽・池等の庭工事
- 室内外（ハウスクリーニング・排水管等）の清掃
- トイレ内温水洗浄便座のみの購入・取付
- 消火器、火災警報器、ガス漏れ警報器、緊急地震警報機等の設置
- 住宅外の上下水道、浄化槽等の設置・改造・配管工事等（雨水関係含む）
- 住宅外の電話、インターネット、テレビアンテナ等の配線工事（室内の配線はOK）
- その他疑義がある場合は相談してください

町が実施するその他のリフォーム補助制度

- 介護保険住宅改修（福祉課）・・・手摺り、段差解消等
- 在宅高齢者住宅改修（福祉課）・・・手摺り、段差解消等
- 重度障害者住宅設備改造費助成（福祉課）・・・段差解消、移動リフトの設置等
- 再生可能エネルギーシステム等設置補助金（環境課）・・・太陽光発電システム等
- いけがき設置等助成（環境課）・・・いけがき設置工事等
- 合併処理浄化槽設置整備補助事業補助金（環境課）・・・
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事 等
- 水洗化工事費助成制度（下水道課）・・・汲み取りトイレの水洗化工事等
- 住宅耐震補強工事（都市計画課）・・・木造住宅の耐震補強工事等
- ブロック塀撤去補助金（都市計画課）・・・ブロック塀の撤去工事等

※同じ工事に対して、リフォーム資金補助金とその他の補助金を重複して申請することはできません。

3、その他注意事項

- ・町職員が必要に応じ、補助対象住宅の現地調査を行う場合があります。
- ・町では補助対象工事の対象となる町内業者の紹介、斡旋は行いません。
- ・この事業により補助金を受けた場合、交付決定を受けた日から10年以内にリフォームを行った補助対象住宅等を居住用ではない建物に用途変更又は売却、譲渡、取壊し若しくは廃棄をすると、交付した補助金を町に返していただく場合があります。住宅の取壊し等を行うことになった場合は、町にご報告ください。